

リハビリ特化型デイサービス ムーブメントプロ円蔵 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アールアンドシー湘南が開設する、リハビリ特化型デイサービス ムーブメントプロ円蔵（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態(要支援)にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態または要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 リハビリ特化型デイサービス ムーブメントプロ円蔵
- 2 所在地 神奈川県茅ヶ崎市円蔵二丁目10番31

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、1単位、2単位共に、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 通所介護従業者 生活相談員 1名以上
介護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上

看護職員 1名

(連携職員：連携先 訪問リハビリ・看護サービス モーション)

従業者は、事業の業務に当たる。

生活相談員は、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、利用者に対しての相談業務にあたる。また管理者と協力して通所介護計画・介護予防通所介護計画の

作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。祝日も営業する
ただし、年末年始12月29日から翌年1月3日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 1単位目：午前9時00分～午後12時00分
2単位目：午後2時00分～午後5時00分

(利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を合わせて1単位、2単位共に、1日12人とする。

(内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導
- 2 健康チェック
- 3 個別機能訓練
- 4 送迎

(事業の利用料等及び支払いの方法)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣および市町村が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 0円
 - 二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上は2キロメートル毎に100円
- 3 事業の利用料金詳細は別紙料金表の通りとする。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、茅ヶ崎市の一部区域。菱沼、菱沼小和田、西久保、室田、上赤羽根、下赤羽根、高田、萩園、甘沼、香川、松風台、鶴が台、中島、今宿、浜之

郷、松尾、茅ヶ崎、矢畑、鶴が台、円蔵、十間坂、新栄町、共恵、元町、幸町、若松町、ひばりが丘、旭が丘、出口町、美住町、平和町、白浜町、汐見台、常磐町、松浪、浜竹、本村、松林、赤松、新宿、本宿、芹沢、堤。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者等は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 1 消火、通報及び避難の訓練（年二回）
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第13条 事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨

を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 か月以内

二 継続研修 年 1 回

2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社アールアンドシー湘南と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年 5月 1日から施行する。

この規程は、2020年 2月 1日から改訂施行する。

この規程は、2020年 6月 1日から改訂施行する。